

## I 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## II いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## III いじめに関する基本認識

- 1 いじめは「どの子どもにも、どこの学校・学級」でも起こりうる問題である。
- 2 いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体にいきわたらせる。
- 3 いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- 4 いじめは教職員の教育観や指導のあり方が問われる問題である。
- 5 いじめは、学校と家庭、地域や関係機関等が連携して取り組むべき問題である。

## IV 学校及び教職員の責務

全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組みができるように、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応するように努める。

## V いじめ防止のための取組

### 1 生徒指導体制の充実

- (1) 「いじめ問題対応マニュアル」の作成・修正を行う。
- (2) 長期休業あけには、個別の面談を行う。
- (3) 児童対象のいじめアンケート調査を毎月実施する。
- (4) 保護者対象のいじめ内容を含むアンケート調査を実施(12月)する。
- (5) Q-U (アセス) を年2回(5月、11月)実施する。
- (6) 「わかる授業」「楽しい授業」を行い、基礎基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (7) なかよし旬間(11月)を実施する。

### 2 教育相談体制の充実

- (1) 児童・保護者を対象とした教育相談を個別懇談会(12月)に合わせて行う。
- (2) スクールカウンセラーによる教育相談を月1回行う。
- (3) 心の教室相談員による相談を全児童対象に行う。

### **3 道徳教育・人権教育の充実**

- (1) 全職員が生活の中での人権教育を大切にしていく。
- (2) 人権教育講演会を実施する。(11月)
- (3) 道徳の時間の年間指導計画を作成・修正する。
- (4) 道徳の授業の保護者・地域への公開を実施する。

### **4 校内研修の充実**

- (1) 情報モラル研修を行う。
- (2) 発達障害の理解と対応の研修を行う。
- (3) 事例研究を行う。

### **5 体験活動の充実**

- (1) 小動物の飼育(低学年)
- (2) 農作業に親しむ…花の栽培(全校)
- (3) みどりの少年団活動(4~6年)
- (4) 宿泊体験学習(5・6年) ··· 隔年実施
- (5) 稲作体験(全校)
- (6) 陶芸体験(全校)

### **6 児童会活動の充実**

- (1) あいさつ運動
- (2) たてわり班活動
- (3) なかよし集会等の児童集会

### **7 情報モラル教育の充実**

- (1) 情報モラルの啓発
- (2) 児童向け講演会や保護者向け講演会
- (3) 学校だよりやHPによる最新情報の発信

### **8 家庭や地域との連携の充実**

- (1) 保護者懇談会
- (2) 家庭訪問
- (3) 学級懇談会
- (4) 学校だよりの発行
- (5) 学年通信
- (6) ホームページの公開
- (7) 学校へ行こう週間
- (8) 学校評価

## **VI いじめの早期発見に向けた取組**

### **1 いじめを発見する方法**

#### **(1) 児童の観察**

- ①全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。
- ②登下校、休み時間、清掃時間や放課後の時間の児童の様子に目を配る。また、言動や服装等に

普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声を掛け様子を見る。

- ③教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいことから、登下校、休み時間、清掃時間や放課後の校内巡回を積極的に行う。
- ④欠席児童の状況把握(連続して欠席した場合等)。欠席した原因がいじめでなかったか確認する。
- ⑤いじめ発見のチェックシートを活用し、いじめの把握に努める。

#### (2) アンケート調査等の実施

- ①連絡帳の活用により、担任と保護者が連絡を密にとることで、信頼関係を構築し、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ②定期的にアンケート調査を実施する。(毎月)
- ③長期休業あけには、担任や他の職員による児童との個別面談を行う
- ④アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員であたり、記述内容の分析などには、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得るなどの対応をする。
- ⑤子どものネット利用上の実態を把握して、必要に応じて調査・指導をする。

#### (3) 情報の共有

- ①教職員が一人で抱え込まないため、児童に関する情報は全て生徒指導係が窓口となり集約し、校長・教頭に速やかに報告する。
- ②職員朝会や休み時間等において日常的に情報交換を行うなど、必要な情報は全教職員で共有して対応する。
- ③初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い早期発見に努める。

#### (4) 教育相談を通した実態把握

- ①定期的に教育相談を全校児童対象に実施する。
- ②児童が希望するときには、面談ができる体制を整えておく。
- ③意見箱（にこにこ相談ポスト）を利用する。（管理の徹底を約束する）
- ④担任はもとより、養護教諭、心の教室相談員のほか、だれでも話しやすい教職員に相談してよいことを児童生徒に周知する。
- ⑤教育相談所やチャイルドライン等へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。

### 2 保護者や地域等からの情報提供

- (1) 日ごろから、「学校いじめ防止基本方針」等のいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みをホームページ等で保護者や地域に周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見や情報提供の協力を求める。
- (2) 定期的な教育相談や連絡帳による家庭連絡を通して、児童生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。また、教頭が学校の相談窓口となり、保護者や地域からの情報が届きやすくなる。
- (3) 家庭では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、インターネット等によるトラブルに巻き込まれた子どもの小さな変化に気づけば躊躇なく声をかけ、すぐに学校へ相談するよう協力を求める。

## VII いじめへの早期対応

### 1 学校体制での対応

#### (1) いじめを発見・通報を受けた場合

- ①自分の責任だと思いつめ、自分だけで解決しようと焦らず、直ちに生徒指導係に報告する。

## (2) いじめの対応チームを構成

- ①「いじめ不登校対策委員会」の臨時会を開催する。
- ②校長のリーダーシップに基づき組織で対応する。

## (3) いじめへの対応

### ①情報の整理

- ・いじめの態様、いじめに関わる児童、周囲の児童、緊急度の確認
- ・全職員への情報提供と共通理解

### ②役割の分担

- ・いじめを受けた児童からの事情聴取と支援
- ・いじめを行った児童からの事情聴取と支援
- ・周囲の児童と全体への指導
- ・保護者への対応や警察等関係機関への対応等

### ③指導の継続

- ・いじめに関する事案に一定の解決が見られた場合でも、その後も十分に注意を払い、継続的な観察と指導を行う。

## 2 いじめを受けた児童への対応

- (1) いじめられていると相談にきた児童や、いじめの情報を伝えにきた児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないように場所や時間等に配慮する。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、徹底していじめを受けた児童生徒の味方となり、守り通すことを約束し安心させる。
- (3) 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等の誰かに相談することを十分指導する。
- (4) いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的な理解に努め信頼関係を改めて築く。
- (5) 担任を中心に、児童が話しやすい教職員等複数で対応をし、心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーなどと連携を図る。
- (6) 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- (7) 学校は、いじめが安易に解決したと判断せずに、いじめが再発していないか観察を続け支援を継続する。

## 3 いじめを行った児童への対応

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを指導する。
- (2) いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であることに気づかせる。
- (3) 事実関係といじめに至った背景や要因を確認し、改善指導につなげる。
- (4) いじめを行った子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して指導する。
- (5) 学習活動、児童会活動、クラブ活動、課外活動、または、校内外での諸活動等をとおして、本人の所属意識や自己有用感を高める。
- (6) いじめが一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に対し、別室での指導や出席停止の対応をとり、警察等関係機関との連携による対応も含

め、教育委員会と相談しながら対応を検討する。

- (7) いじめが解決したと見られる場合でも、いじめが続いていることも少なくないので、その後も十分に注意を払い、継続的な観察と指導を行う。

#### 4 保護者への対応

##### (1) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ①事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握したいじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとで信頼関係をつくる。
- ②いじめの対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者に児童の様子について情報提供の協力を求める。
- ③いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ④いじめが安易に解決したと判断せず、今後も経過を観察していくことを伝え、理解と協力を求める。

##### (2) いじめを行った児童の保護者への対応

- ①学校で把握した事実関係は、速やかに経過とともに正確に説明する。
- ②いじめを受けた児童や保護者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③具体的な対応や今後の生活について指導・助言し、保護者の理解と協力を求める。

##### (3) 全ての保護者に対して

いじめ問題の早期解決を図るには、保護者との連携が必要である。場合によっては、保護者会等の場で保護者への説明を行う。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、事態の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

#### 5 学級・学校全体への指導

- (1) いじめは絶対に許されないという意識を全ての児童に徹底させる。
- (2) いじめはいつでも、誰にでも、起こることを踏まえ、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる。
- (3) いじめを見てみぬふりをすることは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを発見したら教職員や保護者に知らせるように指導をする。
- (4) 学級指導等を通して、いじめは自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。

#### 6 インターネット等でのいじめへの対応

- (1) 詆謗・中傷等の書き込み等の情報があった場合は、内容の確認をする。
- (2) 書き込み等のあった掲示板等のサイト名、URL、投稿者名、メールアドレス等を控えるとともに、書き込みをプリントアウトして内容を保存する。
- (3) 書き込み等をした児童に事実を確認し、ブログや登校内容の削除を指導する。
- (4) 管理者、プロバイダー等への削除を依頼する。それでも削除されない場合は、法務局へ業者への指導を要請する。
- (5) 個人情報流失の場合もあるため、状況に応じて、警察や関係機関へ相談するなどして対応方法を検討する。
- (6) 情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。

## VIII いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止、いじめの早期発見・早期対応等を組織的に行うため、校内に常設の「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

### 1 構成員

教頭、生徒指導係、保健指導主事等とし、必要に応じて担任や関係の深い教職員等やスクールカウンセラーを加えて構成する。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家も加えて対応にあたるものとする。

### 2 組織が担う役割及び活動

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な取組の何県計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (5) いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が情報収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て組織に報告・相談し、組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。
- (6) 定例会は月1回開催することとし、いじめ事案発生時は隨時緊急開催する。

#### ○具体的な取組

- ・学校いじめ防止基本方針の見直しや取り組み状況のチェック
- ・年間計画作成・実行・検証・修正     ・アンケート調査     ・教育相談
- ・保護者地域への啓発活動     ・校内研修会     ・関係児童の指導と援助

### 3 いじめに対する対応

- (1) 児童等から、いじめに係る相談や通報を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるため、必要に応じていじめを行った児童を別室での指導や出席停止の対応をとる。
- (4) いじめに関わった保護者の間に争いが起きないよう、いじめの事案に係る情報をいじめに関わった保護者と共有するための必要な対策を行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである時は、上田警察署と連携して対応し、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに上田警察署に通報し、適切に援助を求める。

## IX 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童が自

殺を企図した場合等)

- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※児童や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申立てがあったとき。

## 2 重大事態への対応

学校は、重大事態が発生したときは、次の対応を速やかに行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、上田市教育委員会に報告する。
- (2) 上田市教育委員会と協議のうえ、この事案に対応する組織を設置する。この組織は、「いじめ不登校対策委員会」を母体として、事案の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。
- (3) 上記組織は、事実関係を明確にするための調査を適切な方法により実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を上田市教育委員会へ報告する。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な対策を行う。

※ 外部専門家

上田警察署 中央児童相談所 弁護士 医師 スクールカウンセラー  
臨床心理士 学識経験者 社会福祉士 社会福祉協議会 児童民生委員 等

令和 5 年 4 月作成